

令和7年度沖縄県自動車税納期内納付広報宣伝委託業務

企画提案仕様書

1 事業名

令和7年度沖縄県自動車税納期内納付広報宣伝委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年6月2日まで

3 業務の目的

令和7年度定期課税分の自動車税に係る納期限等の周知及び納税意識の高揚を図り、**キャッシュレス納付を推進させつつ**、納期内納付率を向上させることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) ラジオCMの制作及び放送

- ① 自動車税の納期限、納付場所及び納付方法を簡潔に伝えるとともに、納期内に納付することを促進する内容のラジオCMの制作
- ② 令和7年5月1日から6月2日までの間におけるラジオCMの放送（放送日の確保その他、放送局との調整）

(2) 納期内納付促進のためのポスターの制作等

- ① 自動車税の納期（6月2日が納期限）であること及び早期納付を促す内容のポスターの制作、印刷及び関係先への配送
 - ア 数量 1,600枚（独自提案分を除く。）
 - イ 規格 サイズ：A2 紙質：コート紙
厚さ：135kg 色：4C/0C
 - ウ 配送先等 沖縄県総務部税務課、名護・コザ・那覇県税事務所、自動車税事務所及び宮古・八重山事務所県税課へ4つ折りで納品（それぞれの納品部数の内訳は、別紙のとおり。）
 - エ 納品期限 令和7年4月15日（火曜日）
- ② ポスター掲示依頼文の印刷及び関係先への配送
 - ア 数量 1,600枚（独自提案分を除く。）
 - イ 規格 サイズ：A4 紙質：普通紙
 - ウ 配送先等 名護・コザ・那覇県税事務所、自動車税事務所及び宮古・八重山事務所県税課へ納品（納品枚数は、ポスターの納品枚数と同じ。）
 - エ 納品期限 ポスターと同時に納品すること。

(3) 広報アナウンス音源の製作及び配送

公用車を使用して自動車税の納期内納付を呼びかけるための広報アナウンス音源の製作及び配送

① アナウンス 30秒程度

② 製作物 SDカード5枚

ア SDカード : 2G以内 (SDHC等は不可)

イ ファイル形式: mp3

③ 配布先 沖縄県総務部税務課、名護・コザ県税事務所、自動車税事務所及び八重山事務所県税課 (内訳は、別紙のとおり。)

④ 納品期限 令和7年4月25日 (金曜日)

(4) その他自動車税の納期内納付の促進に関すること。

独自提案された取組について、沖縄県と調整・協議のうえ実施することを決定した取組

5 企画提案に当たっての留意事項

(1) 委託料上限額 (3,580,000円 (消費税込み)) の範囲内で、確実に実施できる内容のものを提案すること。

(2) 提案する映像、デザイン、文言等は、県民に受け入れやすいものとする。

(3) 5月が自動車税の納期であることのイメージを浸透させるため、ピンク色を基調とした映像及びデザインとすること。

(4) 業務の目的を踏まえ、企画提案に当たっての基本的な考え方 (コンセプト) を示すこと。

(5) 企画提案書は、次の①から④までについて、それぞれに示す事項に留意して作成すること。

① ラジオCM

ア CM案の概要

i 文章入りの絵コンテを作成すること。

ii 自動車税の納付率等の過去のデータを用いて、視聴者の納期内納付の意識を高める内容とすること。

イ 放送局及び放送スケジュール (計画) とその考え方

放送局及び放送時期は指定しないので、効果的と考える宣伝スケジュールを提案すること。

ウ 放送見込み回数

時間帯毎の内訳も示すこと。

エ 制作スケジュール及び放送日時確定の時期

② ポスター

ア デザイン案とその考え方

イ 納品までのスケジュール (できるだけ早いほうが望ましい。)

ウ ポスターの掲示が可能な場所 (県関係機関、金融機関及び沖縄県農業協同組合を除く。) を提案すること。

③ 広報宣伝用アナウンス音源

文章案とその考え方

④ 独自提案事項

ア ①から③までにより作成等をした画像、音声、データ等を活用して、低予算で実施可能なものがあれば提案すること。

イ その他実施可能なものがあれば、提案し経費配分に留意すること。

(6) 見積書においては、①から④までの項目毎の金額及びその内訳を示すこと。

6 再委託の制限

(1) 本業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることができる。

・契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

・その他、簡易な業務

資料の収集、整理 複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

7 その他

(1) 業務の実施に当たっては、沖縄県総務部税務課と調整のうえ行うこととなるので、実施段階で変更を求めることがある。

(2) 業務の実施により取得した著作権等については沖縄県に帰属するものとし、業務により制作等された全ての広報素材に係る映像、イラスト、文言、企画等については、沖縄県が行う広報活動に使用できるものとする。

(3) (2)の場合において、沖縄県がイメージデータ、音声、映像等の提供を求めたときは、無償で協力するものとする。